

山梨県立防災安全センター
指 定 管 理 者 募 集 要 項

令 和 4 年 5 月
山 梨 県

目 次

第1	施設の概要	
1	名称	1
2	沿革	1
3	所在地	1
4	施設の規模等	1
第2	管理運営方針	
1	基本方針	1
2	施設の維持管理方針	1
3	施設の運営方針	2
第3	募集の内容	
1	指定管理者が行う業務	2
2	自主事業	2
3	指定管理者が行う管理の基準	2
4	責任分担	3
5	指定期間（予定）	5
6	指定管理者の収入	5
第4	申請に係る事項	
1	指定管理者の申請資格	5
2	申請手続等	6
3	指定管理業務の実施に関する計画書の作成	8
第5	指定管理者の候補者の選定	
1	選定委員会	9
2	審査基準	9
3	一次審査	10
4	二次審査	10
第6	指定管理者の指定及び協定締結に係る事項	
1	指定管理者の候補者の決定	11
2	候補者との協議	11
3	指定管理者の指定	11
4	指定管理者との協定締結	11
第7	指定管理業務の適正な実施に関する事項	
1	指定管理業務の再委託等の制限	12

2 暴力団の排除	12
3 個人情報の取扱い	12
4 情報公開への対応	12
5 文書の管理・保存	13
6 保険への加入	13
7 不可抗力等発生時の対応	13
8 備品	13
9 管理口座・区分経理	13
10 法令等の遵守	13
 第8 指定管理業務の継続が困難となった場合の措置について	
1 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難となつた場合	14
2 その他の事由により指定管理業務の継続が困難となつた場合	14
3 指定管理業務の引継ぎ	14
 第9 申請に関する留意事項	
1 審査の対象又は候補者からの除外	14
2 指定管理業務開始前における指定の取消し	15
3 申請書類等の取扱い	15
4 費用負担	15
5 その他	15
 第10 事業実施状況のモニタリング（業務の確認・検証）等	
1 モニタリング、評価の実施	16
2 県の監査委員等による監査	17
3 指定管理業務開始後の指定の取消し等	17
 第11 問い合わせ先及び各種書類の提出先	17
 様式	18
別添 「山梨県立防災安全センター管理運営業務の内容及び基準」	49
〈資料〉	
1 山梨県立防災安全センター設置及び管理条例	60
2 山梨県立防災安全センター設置及び管理条例施行規則	64
3 山梨県立防災安全センター案内図	66
4 山梨県立防災安全センター平面図（配置図）	67
5 設備概要一覧	68
6 山梨県立防災安全センター管理委託費等の状況	69
7 山梨県立防災安全センターアイド別の利用状況	70

山梨県立防災安全センター指定管理者募集要項

山梨県（以下「県」という。）は、より効果的で効率的な管理運営を進め、県民サービスの向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、山梨県立防災安全センター設置及び管理条例（昭和57年山梨県条例第3号。以下「条例」という。）の規定に基づき、以下のとおり山梨県立防災安全センターの管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

第1 施設の概要

1 名 称

山梨県立防災安全センター

2 沿 革

昭和57年 4月 開館

平成 9年 4月 (財) 山梨県消防協会に管理委託

平成18年 4月 指定管理者により管理を開始

3 所在地

山梨県中央市今福991番地

※資料3 「山梨県立防災安全センター案内図」参照

4 施設の規模等

設置年月日 昭和57年4月1日

敷地面積 6,179.16m²

建築面積 1,030.76m²

建築延面積 1,030.76m²

建物の構造 耐震性鉄筋コンクリート造、平屋建て

施設・設備の内容

事務室、相談室、訓練実習室、視聴覚室、展示・体験フロア

車庫・備蓄庫、機械室

※資料4 「山梨県立防災安全センター平面図（配置図）」参照

資料5 「設備概要一覧表」参照

第2 管理運営方針

1 基本方針

山梨県立防災安全センターは、県民に防災に関する教育及び訓練を行い、防災対策の普及及び啓発に資するとともに、防災用資機材を備蓄するという目的のために設置された施設です。

この施設の設置目的を十分に理解した上で、安心安全に利用者が満足できるよう適正な管理運営を行うものとします。

2 施設の維持管理方針

施設の維持管理については、別添「山梨県立防災安全センター管理運営業務の内容及び基準」を基に、施設の特色を考慮し、より質の高い維持水準を保てるよう、必要

かつ適正な管理を行うものとします。

3 施設の運営方針

利用者の満足度を高め、期待に応えるため、常に利用者の声を聴取し、反映できるものは積極的に取り入れることとします。

また、危機管理体制の整備、防犯体制の整備など利用者の安全確保や、防災対策にも十分な配慮をするとともに、環境対策にも取り組むものとします。

第3 募集の内容

1 指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）

- (1) 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- (2) 防災に関する教育及び訓練の実施に関する業務
- (3) 防災に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- (4) 防災に関する模型、文献、写真、フィルム等の収集、保管及び展示を行うこと。
- (5) 防災に関する相談、助言及び指導を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

※ 具体的な指定管理業務の内容及び管理基準については、別添「山梨県立防災安全センター管理運営業務の内容及び基準」を参照してください。

2 自主事業

- (1) 指定管理者は、指定管理業務以外に、施設の設置目的に合致し、かつ、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、利用者の施設の利用促進又は利用者のサービス向上に資することを目的として、指定管理の対象となる敷地及び施設内で自らの責任と費用により自主事業を行うことができます。

この際、指定管理業務内である指定管理者の提案事業と自主事業は明確に区分することとします。

また、自主事業を実施する場合は、自主事業計画書を提出し、あらかじめ県の承認を受けることとします。

- (2) 指定管理者は、施設運営に際して次に提示する課題の解決に繋がる自主事業を積極的に提案することとします。

○防災人材育成・教育の事業

3 指定管理者が行う管理の基準

(1) 休館日

条例第7条の規定に基づき、休館日は次のとおりとします。

ただし、指定管理者は、知事の承認を受けて休館日、開館時間を変更することができます。

- ① 月の第2日曜日及び第4日曜日
 - ② ①に掲げる日曜日以外の日曜日の翌日
 - ③ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
(この日が①及び②に掲げる休館日の翌日に当たるときはその翌日)
 - ④ 12月29日から翌年1月3日まで
- (2) 開館時間 午前9時から午後5時まで

指定管理者は、県の承認を受けて休館日、開館時間を変更することができます。

- (3) 関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、誠実に指定管理業務を行うこと。
- (4) 山梨県立防災安全センターを利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
- (5) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。
- (6) (3) から (5) までに掲げるもののほか、知事が定める基準を遵守すること。

指定管理業務及び管理の基準の細目的事項は、協議の上、協定（「山梨県立防災安全センター管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。））で定めます。

4 責任分担

指定管理者と県の責任分担は、次の表（各項目の区分に応じ「○」が責任を負う）のとおりとします。ただし、指定管理者の故意・過失、協定書・契約書等に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅失は、金額の多寡に関わらず指定管理者が購入・修繕等を行うこととします。

また、指定管理者が施設、設備、備品の改修等を行った場合、指定管理者は、当該資産の所有権を放棄、又は原状復帰することとします。

なお、表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と県が協議して定めることとします。

項目	内 容		指定管理者	県
共通事項	物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増 著しい場合	○	○
	法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更		○
	税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更		○
	不可抗力	不可抗力(地震、落雷、暴風雨、洪水、戦争、テロ、暴動等)の発生 に起因する施設、設備の修復による経費の増加及び業務履行不能	※両者の協議	
	政治、行政上の 理由による事業 の変更	政治、行政上の理由から、施設の管理運営の継続に支障が生じた 場合、又は業務の内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増		○
	利用者や第三者 への賠償	指定管理者の責に帰すべきもの 上記以外	○	○
	保険の付保	施設火災保険		○
		施設賠償責任保険	○	
		自動車保険	○	
管理運営	施設周辺住民及 び施設利用者へ の対応	施設の管理運営に対する住民及び施設利用者からの反対や要望 への対応	○	
		上記以外		○
	セキュリティ	警備不備による犯罪発生	○	
		個人情報の漏洩	県の指示もしくは指導の不備又は錯誤によ るもの	○
			指定管理者として講ずべき措置の不備又 は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等 によるもの	○
	施設の管理運営 に係る事故	施設の設置の瑕疵によるもの		○
		施設の管理の瑕疵によるもの	○	
		上記以外		○
	災害時対応	待機体制の確保、被害調査、報告、応急処置等 指示等	○	
整備維持補修	施設、設備の損 傷等	経年劣化、又は特定で きない第三者の行為に によるもの	20万円未満	○
			20万円以上	○
		指定管理者の責に帰すべきもの	○	
		指定管理者が希望する整備・改修(資産増加)	○	
	備品の損傷等	経年劣化、又は特定で きない第三者の行為に によるもの	20万円未満	○
			20万円以上	○
		指定管理者の責に帰すべきもの	○	
		上記以外		○
	備品の更新・新 規購入	更新	指定管理者が希望する場合	○
			上記以外	○
		新規購入	指定管理者が希望する場合	○
			上記以外	○
その他	事業終了時の費用	指定管理業務が終了した場合、又は指定期間中途において指定取 消を受けた場合における撤収費用	○	

※ 不可抗力の発生に起因して県又は指定管理者に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、県は損
害等の状況の確認を行った上で指定管理者と協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するも
のとする。

5 指定期間（予定）

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで（4年間）

この期間は、県議会議決後、正式に指定期間となります。

6 指定管理者の収入

県が指定管理者に支払う経費（以下「委託料」という。）をもって指定管理業務を行ふものとします。

（1）委託料

山梨県立防災安全センターの管理運営に必要な経費として、提案価格を基に指定期間を通じた委託料限度額を基本協定書に記載するとともに、県は、予算の範囲内で年度ごとに委託料を支払います。委託料の具体的な額や支払い方法は、県と指定管理者が協議の上、年度協定で定めます。

指定管理者が県の示した水準どおり指定管理業務を確実に実施したと認められる場合、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、委託料との相殺は行いません。また、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合には、費用の補填は行いません。

委託料の提案に当たっては、県が指定期間中に指定管理者に支払う委託料の総額を次の基準額以内としてください。基準額を超える提案は失格となりますので、十分留意してください。

（基準額） 55,114千円（消費税及び地方消費税を含む。）

県では、原則としてすべての県有施設の照明のLED化を行う方針であり、照明のLED化に伴う電気料金削減額について、精算することとします。

精 算 額： 県が算定した電気使用量と実際に発生した電気使用量との差に（当初協定締結時の）契約単価を乗じた額とします。

精算開始時期等：（LED導入の効果が現れる）工事着手の翌月から精算を開始し、電気使用量の季節変動などを踏まえ、工事完了日後1年間は実績に応じた精算（還元）を実施します。

年間を通じた削減効果のデータが蓄積された後は、当該データに基づき、残りの契約期間に係る委託料の変更契約を行います。

第4 申請に係る事項

1 指定管理者の申請資格

指定管理者の指定を申請することのできるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又はその共同体であって次の（1）及び（2）の条件を満たすものとします。

（1）登記事項証明書に記載されている本店若しくは主たる事務所又は団体の規約若しくは定款等に記載されている活動の本拠地（以下「主たる事務所等」という。）を山梨県内に置く又は置こうとする法人等であること。また、共同体を構成して申請する場合は、共同体の主たる事務所等を山梨県内に置くとともに、山梨県内

に主たる事務所等を置く又は置こうとする団体のうちから代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めること。

(2) 次のいずれかに該当する法人等でないこと。

- ① 法人の役員等（法人については非常勤を含む役員、その他の団体については法人の役員と同様の責任を有する代表者及び理事等をいう。）に次のいずれかに該当する者が含まれているもの
 - ア 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人又は営業を許可されていない未成年者
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでのもの
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しているもの
- ③ 山梨県から指名停止措置を受けているもの
- ④ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税を滞納しているもの
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされているもの
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- ⑦ 本指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等

(3) 共同体を構成して申請する場合は、次の点に留意してください。

- ① 代表団体は共同体における責任割合が最大であること。
 - ② 共同体の構成員は、単独で又は別の共同体の構成員となって申請を行うことはできないこと。
 - ③ 申請書の提出後は共同体の代表団体及び構成員の変更はできないこと。
- (4) 申請時において法人等が設立されていない場合は、次の点に留意してください。
- ① 申請時に、設立に向けた規約案、速やかに設立する旨の確約書その他知事が必要と認める資料を提出すること。
 - ② 県議会における指定管理者の指定の議決（令和4年12月議会を予定）までに登記事項証明書（法人登記簿謄本）又は登記申請が法務局において受領されたことを証する書類を提出すること。

2 申請手続等

(1) スケジュール

月　日	内　容
5月9日から8月22日まで	募集要項の配付
6月8日	業務説明会及び現地見学会
①6月20日から6月24日まで	募集に関する質問書の受付

②7月19日から7月25日まで	
①7月4日まで	質問に対する回答
②8月5日まで	
8月15日から8月22日まで	申請書類の受付

(2) 募集要項の配付

配付期間：令和4年5月9日（月）から令和4年8月22日（月）まで
 （ただし、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）
 に定める県の休日を除く）

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

配付場所：山梨県防災局防災危機管理課

上記期間中は、山梨県防災局防災危機管理課のホームページでも募集
 要項等のダウンロードができます。

<http://www.pref.yamanashi.jp/bousai/index.html>
 なお、郵送での配付は行いません。

(3) 業務説明会及び現地見学会

開催日時：令和4年6月8日（水）午後2時から

集合場所：山梨県立防災安全センター正面入口前
 （又は）

開催場所：山梨県立防災安全センター 会議室

内 容：「募集要項」及び「管理運営業務の内容及び基準」の説明、施設見学、
 質疑応答

申込方法：説明会の参加申込書（様式8）に法人名（法人でない場合は代表者
 名）及び参加希望者名（各団体3名以内）（共同体での申請をする
 場合、各構成団体につき2名以内）を明記の上、FAX又は電子メ
 ールのいずれかで、山梨県防災局防災危機管理課へ6月1日（水）
 午後3時までに申し込んでください。

留意事項：申請予定者は可能な限り参加してください。個人及び申請資格のな
 い団体の参加はできません。

質問及び回答は、山梨県防災局防災危機管理課のホームページで公
 開します。

(4) 募集に関する質問

受付期間：①令和4年6月20日（月）から令和4年6月24日（金）まで
 午前9時から午後5時まで

②令和4年7月19日（火）から令和4年7月25日（月）まで
 午前9時から午後5時まで

質問方法：質問書（様式9）に記入の上、FAX又は電子メールのいずれかで、
 山梨県防災局防災危機管理課まで提出してください（電話や口頭で
 の質問にはお答えしません。）。

回答方法：質問事項に対する回答は、①の期間に受けたものについては、令

和4年7月4日（月）まで、②の期間に受けたものについては、令和4年8月5日（金）までに山梨県防災局防災危機管理課のホームページに掲載します。

<http://www.pref.yamanashi.jp/bousai/index.html>

（5）申請書類

- ① 指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式1)
- ② 指定管理業務の実施に関する計画書・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式2)
- ③ 申請する法人等に関する書類
 - 共同体による申請の場合には、構成員であるすべての法人等のものを提出してください。
 - ア 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式3)
 - ※ 法人等の事業内容がわかるパンフレット等があれば、併せて提出してください。
 - イ 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
 - ウ 誓約書・・・・・・・・・・・・ (様式4)
 - エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し（3箇月以内に取得したもの）
 - オ 印鑑証明書（3箇月以内に取得したもの）
 - カ 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近3事業年度の事業（営業）報告書、貸借対照表及び損益計算書（又は収支計算書）又はこれらに類するもの（グループ企業で連結決算を行っている場合には、加えて連結決算書）
 - キ 直近3年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書
- ④ 構成員届（共同体の場合）・・・・・・・・・・・・ (様式5)
- ⑤ 各団体の役割、責任分担に関する事項（共同体の場合）・・・ (様式6)
- ⑥ 委任状（共同体の場合）・・・・・・・・・・・・ (様式7)

（6）申請書類の受付

書面申請

受付期間：令和4年8月15日（月）から令和4年8月22日（月）まで
(ただし、山梨県の休日を定める条例に定める県の休日を除く)

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

郵送の場合、令和4年8月22日（月）17時必着

受付方法：申請書類一式を持参又は郵送により提出してください。

受付場所：山梨県防災局防災危機管理課

提出先：〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁防災新館4階）

提出部数：A4判とし、正本1部、副本5部を提出してください。

原本のみ押印し（袋とじや割印をする必要はありません）、副本には原本証明をしてください。

正本、副本とも目次・ページを付け、2穴綴じファイルに綴じてください。

3 指定管理業務の実施に関する計画書の作成

(1) 指定管理業務の実施に関する計画書

指定管理業務の実施に関する計画書の作成に当たっては、「募集要項」、「山梨県立防災安全センター管理運営業務の内容及び基準」等に記載されていることを遵守してください。また、法令等に定められていることについては、これを遵守してください。

- ① 収支計画書（様式2-②その2）は、指定全期間にわたる収支予測を年度別に作成してください。
- ② 指定管理業務の実施に関する計画書の作成に用いる言語、通貨及び単位は、原則として日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める計量単位としてください。
- ③ 指定管理業務の実施に関する計画書は、A4判で作成してください。また、ページ数を中央下に表記してください。

(2) 自主事業に関する提案

指定管理業務以外に、施設の設置目的に合致し、かつ、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、利用者の施設の利用促進又は利用者の満足度向上に資することを目的として、指定管理の対象となる敷地及び施設内において自らの責任と費用により自主事業を行うことができます。

施設の利用者数の増加や利用者満足度の向上等に貢献できる自主事業に関する提案について、様式2-④により提出してください。

第5 指定管理者の候補者の選定

選定委員会が、提出された申請書について審査基準に基づいて審査し、指定管理者の候補者を選定します。

1 選定委員会

選定委員会開催結果の公表を山梨県防災局防災危機管理課ホームページに掲載します。

<http://www.pref.yamanashi.jp/bousai/index.html>

また、選定委員は、次期指定管理者の候補者が決定された後に公表を行います。

2 審査基準

審査基準（審査の項目及び審査配点等）は、次のとおりです。

審査基準	審査項目	審査のポイント	配点	確認する書類	
1 施設の管理運営の方針等の総合的な事項	・施設の設置目的及び県が示した管理の方針	・県が示した管理の方針と申請者が提案した運営方針が合致するか	5	10	・様式2-①
	・収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	・収入、支出積算と事業計画の整合性は図られているか ・収支計画の実現可能性はあるか	5		・様式2-②
2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮できるものであること	・利用者の増加を図るための具体的な手法及び期待される効果	・利用拡大の取組内容は十分か ・年間の広報計画の内容は適切か ・利用者のニーズ把握・分析及び管理運営、広報への反映が期待できるか ・利用者の増加に資する自主事業の積極的な実施が期待できるか	10	40	・様式2-③ ・様式2-④
	・地域貢献による事業効果	・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか ・施設所在周辺地域の活性化、地域との交流による施設運営の向上等の視点からの事業の実現性、事業効果は期待できるか	5		・様式2-⑤
	・市町村との連携による事業効果	・施設所在周辺市町村と連携しての効果的な施設運営、地域活性化の取り組みに係る事業の実現性、事業効果は期待できるか	5		・様式2-⑥
	・利用者の満足度向上を図るための具体的な手法及び期待される効果	・満足度向上のための取組内容は適切か ・募集要項に示した内容への提案は適切か ・指定管理業務のうち指定管理者が自ら提案する事業は県が意図した企画となっているか ・施設の設備、機能を活用した内容となっているか	5		・様式2-⑦
	・施設運営の課題に対する事業効果	・県が提示する課題に対する事業について、実現性、事業効果が期待できるか（防災教育の充実、設備・展示品等の更新・充実）	15		・様式2-⑧
3 事業計画の内容が施設の適正かつ効率的な維持管理を図ることができるものであること	・施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	・求めている内容が事業計画書で提案されているか ・施設管理、安全管理は適切か	5	10	・様式2-⑨
	・施設の維持管理の効率性	・維持管理は効率的に計画されているか ・備品等の保全に対する考え方は適正か	5		・様式2-⑩
4 県民の平等な利用を確保することができるものであること	・平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果	・平等な利用に配慮した運営方針か ・事業等の内容に偏りがないか	5	5	・様式2-⑪
5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力を有していること	・安定的な運営が可能となる人的能力	・職員体制は十分か ・職員採用・確保の方策は適切か ・職員の指導育成、研修体制は十分か ・緊急時の体制は十分か	10	15	・様式2-⑫ ・様式2-⑬
	・安定的な運営が可能となる経営的基盤	・申請者の財務状況は健全か ・金融機関、投資家等の支援体制は十分か	5		・様式2-⑭
6 施設の管理運営に係る経費	・施設の管理運営に係る経費の内容	・提案額の比較 ・経費内容の妥当性	20	20	・様式2-⑮
合計点数			100		

3 一次審査

提出された「法人等概要書」等により資格審査を行います。一次審査の結果は、8月26日（金）までに申請者に文書で通知します。申請状況については、一次審査終了後に申請者数を山梨県防災局防災危機管理課のホームページで公表します。

4 二次審査

一次審査通過団体による書類審査及びヒアリングを実施します。ヒアリングは、提出された「指定管理業務の実施に関する計画書」の内容を選定委員に説明し、選定委員の質問に回答するという形式で行います。この際、「指定管理業務の実施に関する計画書」に記載していないことは説明できません。

申請者から提出された「指定管理業務の実施に関する計画書」等を審査した結果、高位の評価を得た順に順位を決定します。ただし、二次審査において総得点が一位であっても一定基準に満たない場合、又は得点が著しく低い審査項目がある場合は候補者に選定しないことがあります。

第6 指定管理者の指定及び協定締結に係る事項

1 指定管理者の候補者の決定

指定管理者選定委員会による選定結果に基づき、知事が候補者を決定し、二次審査を受けた団体に対して10月上旬頃に選定結果を通知し、追って申請者名（共同体の場合は、構成団体名、代表団体名、構成員名）、提案価格、審査点数、選定理由を公表します。

2 候補者との協議

候補者と指定管理業務の細目について協議を行い、この内容を仮協定（確認書）として締結します。

この場合、必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとし、候補者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。

候補者と協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった申請者を指定管理者の候補者として協議を行います。

3 指定管理者の指定

県は、指定管理者の指定に関する県議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。

指定管理者の指定をしたときは、その旨を文書で通知します。

4 指定管理者との協定締結

県と指定管理者は、先に実施した仮協定を前提に、更に指定管理業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき協定を締結します。

協定は、指定全期間を通じた基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの委託料の額等を定めた「年度協定」を定めることとします。

(1) 基本協定の内容（予定）

- 管理業務の内容に関する事項
- 遵守事項
- 協定の期間等に関する事項
- 委託料に関する事項
- 管理業務に関するリスク分担に関する事項
- 業務計画書の提出に関する事項
- 利用者の満足度調査等の実施・報告に関する事項
- 定期報告事項
- 業務状況の聴取、対面による意見交換等の実施に関する事項
- 事業報告書の提出に関する事項
- 業務実施状況の確認・評価に関する事項

- 秘密の保持、個人情報の保護、情報公開に関する事項
 - 管理業務の継続が困難となった場合の措置等に関する事項
 - 指定の取消し等に関する事項
 - 損害賠償に関する事項
 - 施設等の引渡し、管理業務の引継ぎに関する事項
 - 権利譲渡等の制限に関する事項 他
- (指定管理者が共同事業体方式の場合は次の事項が加わります)
- 代表団体に係る倒産の場合による指定管理者の指定の取消し等に関する事項
 - 代表団体、構成員の重要事項の変更に関する事項
 - 代表団体の地位、構成員の責任に関する事項
 - 構成員の脱退に対する措置に関する事項 他
- (注) 協定の締結にあたっては共同体の構成員すべてを協定当事者とし、協定に関する責任は共同体の構成員すべてが負うこととなります。
- (複数の会社が指定管理業務を行うために新たに会社を設立した場合は次の事項が加わります)
- 事務所の所在地、定款の目的、資本の額並びに株主及びその持ち分割合等の事項を変更する場合の事前協議に関する事項 他
- ※新たに設立した会社の設立者以外の者に新株を発行しようとする場合、又は設立者が設立者以外の者に株式を譲渡しようとする場合については、事前に県と指定管理者並びに出資者の3者間による協定の締結が別途必要となります。
- (2) 年度協定の主な内容（予定）
- 管理業務の内容に関する事項
 - 委託料の額に関する事項 他

第7 指定管理業務の適正な実施に関する事項

1 指定管理業務の再委託等の制限

指定管理者が指定管理業務の全部を一括して、又は指定管理業務の主たる部分を一括して第三者に委託又は請け負わせることはできません。

指定管理業務の一部分のみを第三者に委託又は請け負わせる場合には、あらかじめ県に申請し、承認を受けることとします。

2 暴力団の排除

指定管理者は、施設を暴力団の活動に利用させることはできません。

3 個人情報の取扱い

指定管理者が個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）の規定に従い、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。この場合において、指定管理者は、県と協議の上で別に定める個人情報の保護に関する要綱に基づいて、指定管理業務を通じて取り扱う個人情報の保護を行うものとします。

4 情報公開への対応

指定管理者は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）の規定により県と協議の上で別に定める情報公開に関する要綱に基づいて、指定管理業務を通じて取り扱う文書の公開を行うものとします。

5 文書の管理・保存

指定管理者は、指定管理業務に係る文書の分類、作成、保存及び廃棄その他の文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けるものとします。なお、文書の保存期間は、山梨県行政文書管理規程第35条第2項の規定に準じて定めてください。

6 保険への加入

利用者に係る保険は、次のとおり指定管理者が加入するものとします。

① 加入する賠償責任保険

県と指定管理者双方が被保険者となる賠償責任保険としてください。

② 保険の内容

対人賠償 1名につき 100,000千円以上

1事故につき 300,000千円以上

対物賠償 1事故につき 100,000千円以上

7 不可抗力等発生時の対応

不可抗力その他の甲及び乙の責めに帰すことのできない事由が発生した場合、指定管理者は、速やかに県に連絡するとともに、被害を最小限に止めるよう早急に対応措置をとる義務を負います。また、県が避難所、広域防災拠点等のため施設の利用制限、応急活動への参加等を要請したときは、県の指示に従わなければなりません。

なお、避難所等としての使用その他災害対応による費用負担等については別途協議するものとします。

8 備品

県は指定管理者に、山梨県立防災安全センターの管理・運営に必要となる物品（県が定める物品一覧表参照）について貸与します。

指定管理者が管理運営費（第3の6（1）の収入）で購入した物品は、指定期間中又は当該期間終了後には県に帰属することとします。

指定管理者が自ら所有する物品を持ち込んだ場合及び指定管理者が管理運営費以外の経費により購入した物品については、指定管理者に帰属し指定期間終了時には指定管理者が自らの費用と責任で撤去・撤収してください。ただし、県と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は県又は県が指定するものに対して引継ぐことができます。

9 管理口座・区分経理

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、法人等の口座とは別の口座で管理してください。

また、会計処理においては、指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理、それ以外の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理してください。

10 法令等の遵守

指定管理者は、指定管理業務の遂行に関連する法規を遵守しなければなりません。

特に、条例のほか、以下の法令に留意してください。

- (1) 地方自治法第244条第2項、第3項
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）などの労働関係法令
- (3) 消防法（昭和23年法律第186号）、水道法（昭和32年法律第177号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- (4) その他山梨県立防災安全センター内で管理運営する業務に関するすべての法令

第8 指定管理業務の継続が困難となった場合の措置について

指定管理者との協定に基づく指定期間中において、指定管理者による指定管理業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難となった場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合、指定管理者は、速やかに県に報告しなければなりません。県は指定の取消し又は期間を定めた指定管理業務の全部若しくは一部の停止の措置をとることができます。

2 その他の事由により指定管理業務の継続が困難となった場合

不可抗力その他県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、指定管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合、指定管理業務の全部若しくは一部の継続の可否について協議するものとします。

3 指定管理業務の引継ぎ

指定期間の終了若しくは指定の取消しにより指定管理業務を引き継ぐ場合には、県が定める期間内に、県又は県が指定した者に対して指定管理業務を引き継ぐとともに必要なデータ等を遅滞なく提供しなければなりません。

なお、新たに指定管理者に指定された者への引継ぎ内容については、募集要項、仕様書に基づき仮協定の締結までに県と協議の上、決定します。

引継ぎに必要な指定管理者の費用は、指定管理者の負担とします。

第9 申請に関する留意事項

1 審査の対象又は候補者からの除外

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象又は候補者から除外します。

- (1) 選定委員会の委員又は申請に関する業務に従事する県職員若しくは関係者に対し、申請について不正な接触をし、又は接触を求めた場合、その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った事実が認められた場合
- (2) 申請書類に虚偽記載又は不正行為があった場合
- (3) 第4の1に示す指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明した場合又は満たさなくなった場合
- (4) 申請者による指定管理業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合

- (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として相応しくないと県が認めた場合
- (6) その他不正な行為があったと県が認めた場合

2 指定管理業務開始前における指定の取消し

指定管理者が指定管理業務を開始する前においても次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由がなく協定の締結に応じない場合
- (2) 資金事情の悪化あるいは管理体制が整わない等により、指定管理業務の履行が確実でないと県が認めた場合
- (3) 第9の1の各項目に該当する場合

3 申請書類等の取扱い

(1) 著作権

県が提示する設計図書等の著作権は県及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権は申請者に帰属します。

なお、指定管理者の選定及び指定において公表する必要がある場合その他県が必要と認めるときは、県は、申請者の提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(2) 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出した書類は、原則としてこれを書き換え、差し換え、又は撤回することはできません。

(4) 返却等

申請書類は審査のため、選定委員会の委員に配付します。また、提出された申請書類は、返却しません。

(5) 公表

申請書類は、個人情報等を除き情報公開条例の規定に基づき開示する場合があります。

4 費用負担

申請及び審査に際して申請者に係る費用については、すべて申請者の負担とします。

5 その他

- (1) 山梨県立防災安全センターに複数の申請（共同体の構成員としての申請を含む。）をすることはできません。なお、県の他の施設に関して指定の申請をすることは可能です。
- (2) 指定管理者指定申請書提出後に申請を辞退する場合には、指定管理者指定申請辞退届（様式10）により届け出してください。

(3) 県では、新たな財源を確保し、もって県民サービスの維持・向上を図るため、ネーミングライツ制度を導入しており、本施設にも同制度により愛称が付与される可能性があります。指定管理者は、ネーミングライツの導入に関する県の検討・実施に協力することとします。

※ ネーミングライツ制度とは、県の施設等の名称に「愛称」として団体名・商品名等を付与していただき、ネーミングライツスポンサー（施設命名権者）から対価を得るもので

第10 事業実施状況のモニタリング（業務の確認・検証）等

1 モニタリング、評価の実施

県は、施設が設置目的に沿って適切に管理され、必要なサービス水準が確保できるよう、指定期間中の指定管理業務等の実施状況を把握するモニタリングを行います。

県は、仕様書に基づき指定管理者から提出される定期報告書、事業報告書、利用者満足度調査結果、利用者からの苦情・意見の内容及び事故・災害報告、現地調査、指定管理者との対面による意見交換等により、業務の実施状況をモニタリングし、その結果を評価します。

モニタリングの結果、施策を推進する業務の効果が不十分など仕様書や業務計画書に記載された事項等が達成されておらず、改善が必要な場合は、県と協議の上、対策を講じるものとします。

モニタリング、評価は次の方法により行います。

(1) 県が行う評価

県は、指定期間が始まる前までに指定管理者と協議し別途定める「指定管理業務のモニタリング実施要領」に基づき、指定期間中の指定管理者の管理運営状況（利用状況、事業計画の達成状況、収支状況等）についての事業評価を実施します。

結果については、県のホームページ等で公表します。

(2) 指定管理者が行う自己評価

指定管理者は、毎事業年度終了後、指定管理業務及び自主事業の自己評価を行い、県に「指定管理施設の管理運営状況評価書」（モニタリングシート）を提出するものとします。

(3) 利用者の満足度調査の実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等の観点から、利用者の満足度、意見・苦情等をアンケート調査等で把握し、その結果及び対応策について県に報告するものとします。

また、利用者からの苦情・意見等については、その概要や対応等について業務日報に記録し、県へ報告していただきます。

なお、アンケートは、施設利用者の満足度、意見、苦情等に加え、施設利用者が新たに学んだことやさらに知りたいと思ったこと等を具体的に調査し、防災教育・普及啓発の質的向上を図るものとします。

(4) その他

指定管理者は、施設の維持管理・運営に当たっては、県の「やまなしエネルギー

環境マネジメントシステム」に準じて省エネルギーの推進及び地球温暖化の防止に努めるとともに、省資源の推進、廃棄物の削減・リサイクルの徹底等、環境負荷の低減に努め、エネルギーの使用状況等については、半年ごとに県に報告していただきます。

2 県の監査委員等による監査

県の監査委員又は県の外部監査契約に基づく監査人、県議会が必要と認める場合、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

3 指定管理業務開始後の指定の取消し等

県は、次の場合、指定管理者の指定の取消し等の措置を行う場合があります。

(1) 指定の取消し等

指定管理者による指定管理業務の実施状況が、基本協定で規定する取消事由等に該当すると認められる場合には、県は、指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

なお、基本協定で規定する取消事由等は、次のような状況を想定しています。

- ① 定期報告書、事業報告書等を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき
- ② 関係法令、条例、規則又は基本協定書の規定に基づく県の指示に従わないとき、又は指示によっても指定管理業務の内容に改善がみられないとき
- ③ 関係法令、条例、規則又は基本協定書の規定に違反したとき
- ④ 法人等の経営状況の悪化等により、指定管理業務を継続することができないと認められるとき
- ⑤ 組織的な違法行為により著しく社会的信用を損なう場合等、指定管理業務を行わせておくことが社会通念上不適当であると認められるとき
- ⑥ 暴力団排除対象法人等に該当すると認められるとき
- ⑦ その他管理を継続させることが適当でないと認められるとき

(2) 指定が取り消された場合等の賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により指定が取り消され、又は指定管理業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、県に生じた損害・損失や増加費用を賠償しなければなりません。その他の場合は、県と指定管理者は協議するものとします。

第11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

山梨県防災局防災危機管理課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁防災新館4階）

電話：055-223-1590（ダイヤルイン）

FAX：055-223-1429

メールアドレス：bosai@pref.yamanashi.lg.jp

(様式 1)

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立防災安全センターの指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立防災安全センター設置及び管理条例第6条の規定により、必要書類を添付の上、申請します。

(別紙)

【提出書類一覧表】

様式	項目	提出の有無
様式2	指定管理業務の実施に関する計画書 ①施設の設置目的及び県が示した管理の方針 ②収支計画の内容、的確性及び実現の可能性（収支計画書） ③利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 ④自主事業に対する提案 ⑤地域貢献による事業効果 ⑥市町村との連携による事業効果 ⑦利用者満足度の向上を図るための具体的手法及び期待される効果 ⑧施設運営の課題に対する事業効果 ⑨施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性 ⑩施設の維持管理の効率性 ⑪平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果 ⑫安定的な運営が可能となる人的能力（人員配置計画） ⑬緊急時の体制 ⑭安定的な運営が可能となる経理的基盤 ⑮施設の管理運営に係る経費の内容	
様式3	法人等概要書	
様式4	誓約書	
様式5	構成員届（共同体の場合）	
様式6	各団体の役割、責任分担に関する事項（共同体の場合）	
様式7	委任状（共同体の場合）	
付属書類	定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類 登記事項証明書等 印鑑証明書 収支予算書 事業（営業）報告書 貸借対照表 損益計算書 連結決算書 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税に関する納税証明書	

(様式 2)

指定管理業務の実施に関する計画書

施設名	山梨県立防災安全センター
所在地	
団体名	
代表者氏名	
T E L	
F A X	
メールアドレス	
担当者所属	
担当者氏名	

(様式2-①)

「施設の設置目的及び県が示した管理の方針」

山梨県立防災安全センターの設置目的を踏まえ、魅力ある施設運営を目指すための運営方針、サービス提供、効率的な管理の考え方について記入してください。
また、開館時間・休館日の設定などの考え方を記入してください。

※要項10頁の「審査基準」の表中の「審査項目及び審査ポイント」を基に記入して下さい。

(様式2-② その1)

「収支計画の内容、的確性及び実現の可能性」

山梨県立防災安全センターの運営について、「収支計画書」(様式2-② その2)を作成するとともに、的確性及び実現の可能性を記入してください。

※要項10頁の「審査基準」の表中の「審査項目及び審査ポイント」を基に記入して下さい。

(様式2-② その2)

「収支計画書」

(単位:千円)

区分		年度	年度	年度	年度	備考
収入	委託料					
	自動販売機					
	その他					
収入合計(A)						
支出	給与					
	手当等					
	法定福利費					
	賃金					
	光熱水費					
	修繕費					
	委託費					
	原材料費					
	報償費					
	旅費					
	交際費					
	消耗品費					
	燃料費					
	印刷製本費					
	運賃運搬費					
支出合計(B)						
(A)-(B)						

- 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入してください。
- 内容欄は適宜追加してください。
- 積算根拠となる資料（税抜価格と消費税が区別できること。様式自由。A4縦、横書）を提出してください。
- 指定管理業務と自主事業は別葉で提出してください。

(様式2-③)

「利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果」

利用促進、利用者増に関する目標値についても記載するとともに、その具体的な方針や手法について記入してください。

(自主事業を実施する予定がある場合は、様式2-④により記入してください。)

※要項10頁の「審査基準」の表中の「審査項目及び審査ポイント」を基に記入して下さい。

1) 目標値

2) 方針及び手法

3) どのようにして山梨県立防災安全センターの利用者ニーズの把握と分析を行い、管理運営、広報等に反映するか記入してください。

4) トラブルが発生した場合や苦情等が寄せられた場合の対処方法や考え方について記入してください。

5) 実施事業に関する考え方、実施体制、類似事業の実績

※年間計画（実施時期、事業内容等）を任意様式で作成してください

6) その他

(様式2-④)

「自主事業に対する提案」

本要項「第4の3(2)自主事業に関する提案」により、施設の利用者数の増加及び利用者満足度の向上等に貢献できる自主事業の提案がある場合、記入してください。

※要項10頁の「審査基準」の表中の「審査項目及び審査ポイント」を基に記入して下さい。

※自主事業の内容等について疑義がある場合は、本要項「第4の2(4)募集に関する質問」により質問書(様式9)を提出して下さい。

自主事業に関する考え方、内容等

※ 年間計画(実施時期、実施内容等)及び事業経費の収支の考え方を任意様式で可能な限り詳細に作成してください。

(様式2-⑤)

「地域貢献による事業効果」

地域貢献に関する考え方や重視するポイント、取組内容等を記入してください。

※要項10頁の「審査基準」の表中の「審査項目及び審査ポイント」を基に記入して下さい。

- 1) 地域、関係機関、ボランティア等との連携
- 2) 施設所在周辺地域の活性化、地域との交流による施設運営の向上

(様式2-⑥)

「市町村との連携による事業効果」

市町村との連携に関する考え方や重視するポイント、取組内容等を記入してください。

※要項10頁の「審査基準」の表中の「審査項目及び審査ポイント」を基に記入して下さい。

(様式2-⑦)

「利用者満足度の向上を図るための具体的手法及び期待される効果」

利用者満足度の向上に資する取組内容及び見込まれる効果を記入してください。

適宜、年間計画表（様式任意）を作成してください。

※要項10頁の「審査基準」の表中の「審査項目及び審査ポイント」を基に記入して下さい。

(様式2-⑧ その1)

「施設運営の課題に対する事業効果（防災教育の充実を図るための具体的手法及び期待される効果）」

山梨県立防災安全センターが防災人材の育成・交流拠点として機能し、世代に合わせた魅力ある防災教育を提供するための基本的な考え方、具体的な手法（事業内容）及び期待される効果について記入してください。

また、防災教育事業ごとに具体的な方法、内容、頻度等を記入した年間計画表（様式任意）を作成してください。

※要項10頁の「審査基準」の表中の「審査項目及び審査ポイント」を基に記入して下さい。

- 1) 基本的な考え方
- 2) 具体的な手法（事業内容）及びその効果

(様式2-⑧ その2)

「施設運営の課題に対する事業効果（設備・展示品の更新・充実を図るための具体的手法及び期待される効果）」

施設内の設備・展示品の更新・充実を図るための基本的な考え方、具体的な手法（民間企業との連携、補助金の活用等）及び期待される効果について記入してください。

※要項10頁の「審査基準」の表中の「審査項目及び審査ポイント」を基に記入して下さい。

- 1) 基本的な考え方
- 2) 具体的な手法（整備計画）及びその効果

(様式2-⑨)

「施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性」

山梨県立防災安全センターの日常的、定期的な安全管理、植栽管理、衛生、設備保守点検、施設の修繕等について、基本的な考え方及び重視するポイントを記入してください。

また、業務ごとに具体的な方法、内容、頻度等について記入するとともに、年間の作業計画表（様式任意）を作成してください。

※要項10頁の「審査基準」の表中の「審査項目及び審査ポイント」を基に記入して下さい。

1) 基本的な考え方及び重視するポイント

2) 具体的な方法、内容、頻度等

①安全管理

②植栽管理

③衛生

④設備保守点検

⑤施設の修繕

⑥その他

(様式2-⑩)

「施設の維持管理の効率性」

山梨県立防災安全センターを効率的に維持管理していくため、施設・備品等の保全に対する考え方、設備保守の実施計画について、具体的に記入して下さい。

また、不法行為への対応計画についても併せて記入してください。

※要項10頁の「審査基準」の表中の「審査項目及び審査ポイント」を基に記入して下さい。

(様式2-⑪)

「平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果」

山梨県立防災安全センターを管理運営する上で利用者の平等な利用の確保を図るために方針、具体的な手法について記入してください。

※要項10頁の「審査基準」の表中の「審査項目及び審査ポイント」を基に記入して下さい。

(様式2-⑫ その1)

「安定的な運営が可能となる人的能力」

山梨県立防災安全センターにどのような能力（資格等）や雇用形態の職員を配置して業務を遂行するか、「人員配置計画」（様式2-⑫ その2）を作成するとともに、責任体制・業務実施体制について記入してください。

※要項10頁の「審査基準」の表中の「審査項目及び審査ポイント」を基に記入して下さい。

(様式2-⑫ その2)

「人員配置計画」

役職・職種	担当業務内容	能力、資格、実務経験 年数等	雇用形態				職員の 年齢層	雇用者 の確保 方策	備 考
			正規	パート	委託	その他 (具体的に)			

※配置するすべての職員について記入してください。

※役職欄については、山梨県立防災安全センターを管理運営する上で必要と思われる役職を記入してください。

※能力、資格、実務経験年数等欄は実際に配置する予定職員を想定の上、記入してください。

※雇用形態欄は、実際に勤務する職員を想定して該当する欄に○印を記入してください。

「正規」は、週40時間程度勤務し貴団体が複数年にわたり雇用する職員とします。「パート」は、非常勤で臨時に契約する職員とします。

※職員の年齢層欄は、20代、30代、40代等目安で結構ですので記入してください。

※雇用者の確保方策欄は、申請者が既に雇用している者（雇用済）又は今後雇用を予定する者（予定）の別、その目途を記入してください。

※備考欄は、勤務体制（勤務時間・休日設定）を記入してください。（別紙可）

※被災地で調査やボランティア活動の経験のある者を配置する場合は、その経験を「能力、資格、実務経験、年数等」欄に記入して下さい。（別紙可）

※記入欄が不足する場合には、適宜広げるか複数ページで作成してください。

(様式2-⑬)

「緊急時の体制」

事故発生時の対応、避難誘導体制、防災訓練の計画、災害時の対応などの安全管理体制（職員配置、役割等）を記入してください。

※要項10頁の「審査基準」の表中の「審査項目及び審査ポイント」を基に記入して下さい。

(様式2-⑭)

「安定的な運営が可能となる経理的基盤」

山梨県立防災安全センターの安定的な運営にあたり、どのようにして効率的な管理運営を行うか、経費の縮減に関する方針や創意工夫について記入してください。

※要項10頁の「審査基準」の表中の「審査項目及び審査ポイント」を基に記入して下さい。

(様式2-⑯)

「施設の管理運営に係る経費の内容」

施設の管理運営に係る主な経費の内容について記入してください。

※要項10頁の「審査基準」の表中の「審査項目及び審査ポイント」を基に記入して下さい。

(様式3)

「法人等概要書」

種別	一般財団法人 社会福祉法人 その他の法人（ ） その他の団体（ ）	公益財団法人 N P O 法人	一般社団法人 株式会社	公益社団法人 有限会社
団体名				
代表者氏名				
主たる事務所等の所在地				
設立年月日				
資本金又は基本財産				千円
売上高				千円
社員（職員）数				人
業務内容				
法人等の特色				
実績	類似業務の運営実績 • 施設の概要 (施設名称、所在地、施設規模) • 業務の概要 (業務内容、管理運営体制、管理運営業務、期間、受注額、発注者等)			

※ 種別欄は、該当するものを○印で囲んでください。その他の法人又はその他の団体について、（ ）内に内容を記入してください。

※ 社員（職員）数欄は、申請時の人数を記入してください。

※ 会社概要等がある場合は、添付してください。

(様式3-①)

「法人等役員等一覧」

法人等名：

※ 法人については、非常勤を含む役員、その他の団体については法人の役員と同様の責任を有する代表者及び理事等について記載してください。

※ 欄が不足する場合は、行を追加して記入してください。

※ 共同体の場合は、すべての構成団体の役員について記載してください

(様式4-①)

誓 約 書

山梨県知事 殿

年 月 日

所在地

団体名

代表者氏名

印

(共同体の場合、構成員連名で押印してください)

山梨県立防災安全センターの指定管理者指定申請を行うに当たり、次の事項について真実に相違ありません。

- 指定管理者募集要項第4の1の申請資格要件を満たしています。
- 提出した申請書類に虚偽または不正はありません。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1 (2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体ではありません。

年 月 日

山梨県知事 殿

[法人、団体にあっては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあっては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

印

生年月日

年 月 日

(様式5)

構 成 員 届

年 月 日

山梨県知事 殿

共同体の名称
共同体の主たる事務所等所在地

構成員（代表者）所在地
名称
代表者氏名

印

構成員 所在地
名称
代表者氏名

印

構成員 所在地
名称
代表者氏名

印

このたび、山梨県立防災安全センターにおける指定管理者の指定を受けるため、共同体を結成しましたので届け出ます。

(様式6)

各団体の役割、責任分担に関する事項

※共同体の規約等（案も可）を添付してください。

(様式 7)

委 任 状

山梨県知事 殿

共同体の名称

構成員（代表者）所在地

名称

代表者氏名

印

構成員

所在地

名称

代表者氏名

印

私は、次の共同体代表者を代理人と定め、当共同体が存続する間、次の権限を委任します。

受任者

所在地

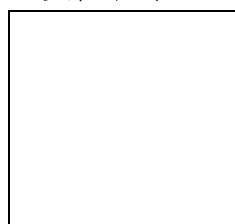
共同体の代表者 名 称

代表者氏名

委任事項

- 1 山梨県立防災安全センターの指定管理者申請関係書類の作成及び提出
- 2 山梨県と山梨県立防災安全センターの指定管理業務についての協定書の締結
- 3 山梨県立防災安全センターの指定管理業務についての委託料の請求及び受領

受任者印



(様式 8)

業務説明会及び現地見学会の参加申込書

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

所在地

団体名

代表者氏名

山梨県立防災安全センター指定管理者募集にかかる業務説明会及び現地見学会について、
次のとおり申し込みます。

参加者

氏 名	役 職	連 絡 先
		T E L
		F A X
		E-mail

(様式9)

募集に関する質問書

年 月 日

所在地
団体名
代表者氏名
担当者
T E L
F A X
E-mail

(質問の内容)

(様式 10)

指定管理者指定申請辞退届

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

印

山梨県立防災安全センターの指定管理者の指定を受けるため 年 月 日 申請書
を提出しましたが、以下の理由により辞退したいので届け出ます。

申請辞退理由

山梨県立防災安全センター管理運営業務の内容及び基準

第1 管理運営に係る業務の内容

1 組織及び人員配置

- (1) 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあつた適正な人数の職員を配置すること。
- (2) 指定管理者は、業務の全体を総合的に把握し、県との連絡調整に当たる総括責任者を配置すること。
- (3) 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮すること。
- (4) 施設の管理運営に当たり法令等により資格を必要とする業務の場合には、各有資格者を選任すること。
- (5) 事業運営に当たっては、県民の要望に十分応えられるよう必要に応じ外部講師等に委託し、実施すること。
- (6) 体験事業、訓練事業の実施に当たっては、安全確保のため、2人以上の体制とすること。さらに必要に応じ、消防本部、消防団の応援体制のもと実施すること。

2 職員の研修等の実施

サービスの向上を図るため、配置する職員全員が業務全般を理解し、適切に処理できるよう職員の研修を隨時行うこと。

3 施設賠償責任保険の加入

来館者に係る保険として、県と指定管理者の双方が被保険者となる賠償責任保険に加入すること。

(補償内容)	対人賠償	1名につき	1億円以上
		1事故につき	3億円以上
	対物賠償	1事故につき	1億円以上

4 公用車管理

業務に必要な車両を指定管理者に貸与するものとし、その車両の車検は指定管理者が行い、自賠責保険、任意保険は指定管理者が加入し、自動車税は指定管理者が支払うものとする。

(任意保険の補償内容)

対人賠償	無制限		
対物賠償	無制限 (免責金額0円)		
搭乗者障害	死亡 死亡 入院 通院	1名につき 1日につき 1日につき 1日につき	1千万円 (起震車利用 (体験) 者について上記と同じ) 1万5千円 (起震車利用 (体験) 者について上記と同じ) 1万円 (起震車利用 (体験) 者について上記と同じ)
自損事故障害	最高	1名につき	1千万円
後遺障害	最高	2千万円	
	入院 通院	1日につき 1日につき	6千円 4千円
無保険車傷害	死亡・後遺障害	1名につき	2億円

5 業務計画書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度2月末日までに、次に掲げる事項を記した次年度の管理運営に関する詳細な業務計画書を作成し、県に提出すること。

- (1) 次年度の運営目標
- (2) 実施事業（自主事業含む）の概要及び実施時期
- (3) 管理業務に係る体制
- (4) 管理業務及び自主事業に係る収支予算
- (5) その他必要な事項

6 利用者の満足度調査の実施及び業務改善等

指定管理者は、利用者等を対象にアンケート調査等を行い、意見や要望、満足度等について把握し、業務改善等管理運営に反映させるよう努めること。

アンケートの内容については、県と協議を行うこと。また、利用者等のアンケー

ト結果及びその対応策を半年ごとに取りまとめ、11月及び5月に提出すること。

7 事業報告書等の作成及び提出

(1) 定期報告書（事業進捗状況報告）

指定管理者は、管理業務の実施状況、利用者数等について、月ごとにまとめ翌月10日までに報告すること。

なお、管理運営に当たっては、1日の業務内容（点検、修繕、清掃その他の維持管理業務、窓口運営業務等）や県民対応など特記事項を記した日報等を作成し、適正な業務、事業管理を行うこと。

(2) 事業報告書

指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し提出すること。また、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から2月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出すること。

- ・ 管理業務の実施状況
- ・ 利用状況
- ・ 管理業務に係る収支決算
- ・ 自主事業の実施状況及び収支決算
- ・ その他必要な事項

(3) その他随時報告等

指定管理者は、県から管理業務及び経理の状況等について報告を求められた場合、報告書を作成して指定期日までに提出すること。

8 モニタリングの実施

指定管理者は、別途定める「指定管理業務のモニタリング実施要領」等に基づき県が実施するモニタリングに協力すること。

なお、モニタリングの結果、指定管理者の業務内容に改善が必要と認められる場合は、県は立ち入り調査等を行い、協議の結果、指定管理者に是正勧告等を行う。是正勧告を行い改善が見られない場合は、指定を取り消すことがある。

9 安全管理マニュアルの整備

事故を未然に防ぐための施設の日常点検方法等を定めた安全管理マニュアルを策

定し、適切に運用すること。

10 事故対応マニュアルの整備

施設内で事故が発生した場合を想定した事故対応マニュアルを策定し、訓練等を実施すること。

自動体外式除細動機（A E D）については、職員等関係者の講習会の受講や日頃の点検管理により、非常時に使用できるよう備えること。管理の詳細については、別添「自動体外式除細動器の管理仕様書」に基づくこと。

11 国民保護措置への対応

国民保護法及び山梨県国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の際には、利用者の安全確保、その他国民の保護のために必要な措置を講ずること。

12 暴力団の排除措置

施設の管理運営から暴力団等を排除するため、次の措置を行うこと。

- ・ 契約を行おうとする相手方が暴力団関係者であるか否か疑わしいときには、誓約書及び役員名簿を徴し、施設所管課を通じて警察に照会すること。
- ・ 警察からの情報提供で契約の相手方が暴力団関係者であることが判明した場合に、契約解除等が行えるよう契約条項の見直しを行うこと。

13 施設及び設備の点検業務

指定管理者は、別添「建築物点検マニュアル」に基づき、施設及び設備について、建築基準法の点検、他法令の点検、長寿命化点検及び日常点検を実施し、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検すること。

点検結果については、「建築物点検票」により別途指定する期日までに県へ報告すること。ただし、施設及び設備の損傷等、劣化が著しく至急対応が必要な場合は、速やかに報告すること。

なお、建築基準法第12条第2項による建築物の定期点検業務は、令和6年度に実施するものとする（前回点検日から3年以内ごとに点検を行う。）。※外壁の種類（外壁仕上げ材がタイル、石貼り及びモルタル等で施工）によっては、10年経過ごとに全面打診等の調査が必要。

14 指定期間終了に伴う引継ぎ業務

乙は、指定期間終了又は指定の取消しに当たり、次の指定管理者が円滑かつ支障なくセンターの業務を遂行できるよう、引継ぎを行うとともに必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。特に、施設の利用予約に関しては遺漏がないよう十分留意すること。

第2 事業運営に係る業務の内容

以下に掲げる各種事業を通じて、県民、地域、学校、企業等における防災対策（地震、風水害、火山噴火）についての知識の普及・啓発を行う。

なお、実施に当たっては、地域に密着した活動を行っている消防団、地域防災についての様々な活動に取り組むボランティア団体との連携を図ること。

※目標については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮（通常時の45%）している。

（1）体験事業（目標：防災指導車体験者数 年間7,290人）

- ・フロアに設置されている各種体験装置を活用した体験
- ・防災指導車を活用した地震体験
- ・煙ハウスを使用した避難体験

（2）訓練事業

初期消火訓練、応急処置訓練（心肺蘇生法を含む）

（3）学習・相談事業（施設利用及び受講者目標：年間8,010人）

① 来館者受入（目標：来館者数 年間1,800人）

- ・フロアに展示されている展示品等の見学案内
- ・視聴覚室を活用した防災教育講座

（自然災害の基礎知識、災害応急対策、火災対策、南海トラフ地震事前対策、住宅耐震化、家具の転倒防止、避難に関する知識、自主防災組織活動、要支援者対策、自主防災マップ、非常持ち出し品 等）

② 出張防災教育講座（目標：受講者数 年間6,210人）

防災指導車、防災教育資機材を活用した防災教育講座

（対象：自主防災組織、ボランティア団体、学校、企業等）

③ イベント（目標：開催回数 年間2回）

- ・防災に関するイベント

④ 相談業務

- ・窓口、電話、ファックスによる相談
- ・ホームページによる相談窓口の開設

⑤ 教材等貸出

- ・防災教材等の貸し出しを通じて各機関における防災学習の推進を図る。
- ・最新の防災映像、災害記録等の収集を行う。

(4) 広報事業

- ・山梨県防災基本条例の普及・啓発
- ・ホームページの開設・運営（施設紹介、研修・イベント情報、防災情報）
- ・県、市町村の広報紙への掲載依頼（施設紹介、研修・イベント情報、防災情報）
- ・パンフレットの配布（施設紹介、研修・イベント情報、防災情報）
- ・マスメディアを活用した施設及び事業の広報

(5) 調査研究事業

- ・自主防災組織、消防団、ボランティア等が連携した地域防災力の向上に関する研究
- ・各種災害データ（課題、教訓等）の集計・分析
- ・利用者アンケートを毎月実施し、その結果及び対応策等の報告
- ・利用者数を毎月報告

(6) その他県が必要と認める事業（指定管理者と協議）

第3 施設及び設備等の維持管理に係る業務の内容

1 建物の保守管理業務

(1) 業務の目的

施設の機能及び性能を維持し、サービスが円滑に提供され、施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、建物各部の点検、保守、修繕等を実施する。

(2) 業務の対象範囲

建物の屋根、外壁、建具（内部・外部）、天井、内壁、床等の各部位とする。

(3) 業務の内容

- ① 部材の劣化、破損、腐食、変形等について調査、診断、判定を行い、迅速に修理、修繕等を行い、部材の劣化、破損、腐食、変形等がない状態に保つこと。
- ② カビの発生を防止すること。

2 外構施設の保守管理業務

(1) 業務の目的

施設の機能及び性能を維持し、サービスが円滑に提供され、施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、外構施設の点検、保守、修繕等を実施する。

(2) 業務の内容

- ① 外構施設を機能上、安全上及び美観上、適切な状態に保つこと。
- ② 部材の劣化、破損、腐食、変形等について調査、診断、判定を行い、迅速に修理、修繕等を行い、部材の劣化、破損、腐食、変形等がない状態に保つこと。
- ③ 駐車場のアスファルト補修、線引きについて必要に応じ実施すること。

3 設備の保守点検業務

(1) 業務の目的

建物の安全及び衛生的かつ快適な使用に資する設備の機能及び性能を維持する。

(2) 業務の対象範囲

空調設備

給排水設備（受水槽、浄化槽）

電気設備（自家発電機、蓄電池設備、動力盤）

消防用設備

放送設備

地震体験設備

(3) 業務の内容

法令等に基づく保守点検業務を実施し、安全かつ良好な状態を保持すること。

4 備品の保守管理業務

(1) 業務の目的

施設に設置されている備品について、点検保守等を実施し、適正な管理を実施する。

(2) 業務の対象

施設に設置されている県所有の備品とする。（別紙備品目録のとおり）

(3) 業務の内容

施設管理に支障をきたさないよう整備を行うとともに、不具合が生じた備品については、隨時修繕等を行う。

なお、防災指導車については、県内各消防本部への貸出業務を行う。

5 清掃業務

(1) 業務の目的

施設及び敷地を美しく衛生的に保ち、サービスが円滑に提供され、施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、清掃業務を実施する。

(2) 業務の範囲

建物、展示品、外構及び駐車場等の清掃、除草、植栽管理を行う。

(3) 業務の内容

① 日常清掃

- ・箒又は掃除機による吸塵作業（展示品は毛箒で拭く）
- ・椅子、テーブルの雑巾掛け
- ・汚れのひどい部分の水拭き
- ・化学モップの乾拭き
- ・ドア、鏡の磨き上げ
- ・ごみの搬出
- ・トイレの衛生陶器、タイルの洗剤洗い後、水洗い仕上げ

② 定期清掃

- ・床ワックス塗布
- ・窓ガラスの洗剤洗い後、クリーナー仕上げ

6 警備業務

(1) 業務の目的

火災、盗難及び不良行為等を防止するため、警備を実施する。

(2) 業務の内容

開館時の建物内外の巡回警備を行う。

(3) 緊急事態

事故、犯罪等の緊急事態が発生した場合は、警察への通報を行うとともに、事態の内容を把握し、適切な応急措置を行うこと。また、甲及び関係機関への連絡を直ちに行うこと。

特に、有事の際の安全・安心な危機管理体制を構築するとともに、災害発生時及び地震に関する情報発表時等においては、開館時間外であっても、甲の実施する災害応急対策に協力するものとする。

7 環境への配慮

指定管理者は、施設の維持管理・運営にあたっては、県の環境管理システムに準じて省エネルギーの推進及び温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等の環境保全についても十分配慮すること。

(主な取り組み)

- (1) 県の環境管理システムで定める共通実施計画の取組について、可能な限り実施すること。
- (2) エネルギー使用量の把握及び使用状況の分析を行い、必要な場合は改善策等を講じること。
- (3) 環境に配慮した製品の購入に努め、廃棄の際は資源の有効活用や適正処理を図ること。
- (4) (1) の実施状況及び(2)の使用状況等については、半年ごとに県に報告すること（報告様式あり）。

報告様式（協定締結後に電子ファイルを提供）

自動体外式除細動器の管理仕様書（モデル案）

1. 設置場所

指定管理者は、玄関付近など人目につきやすい場所に県から貸与を受けた自動体外式除細動器（AED）及び壁掛け収納ボックスを設置し、救命の用に供すること。

2. 保守点検

指定管理者は、目視によりAEDの日常点検を行うものとし、機器の異常を発見した場合は、早急に対応すること。

3. 消耗品等の交換

指定管理者は、定期的にAEDの部品等（本体バッテリー・電極パッド・収納ボックスの乾電池）の補充・交換を行うこと。

項目	交換・補充等の時期
バッテリー交換	寿命5～6年（製造年月 使用頻度に応じて交換）
電極パッド交換	2年ごとに交換（製造年月 使用の都度交換）
乾電池交換	必要な都度

4. 使用報告

指定管理者は、AEDを用いて救命活動が行われた際には、その都度、知事に報告すること。

資料 1

山梨県立防災安全センター設置及び管理条例

昭和五十七年三月二十五日

山梨県条例第三号

(設置)

第一条 県民に防災に関する教育及び訓練を行い、防災対策の普及及び啓発に資するとともに、防災用資機材を備蓄するため、防災安全センターを設置する。

(名称及び位置)

第二条 防災安全センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立防災安全センター

位置 中央市

(平一七条例八三・一部改正)

(事業)

第三条 山梨県立防災安全センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- 一 防災に関する教育及び訓練を行うこと。
- 二 防災に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 三 防災に関する模型、文献、写真、フィルム等の収集、保管及び展示を行うこと。
- 四 防災に関する相談、助言及び指導を行うこと。
- 五 防災用資機材の備蓄及び保管を行うこと。
- 六 その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(平一七条例一七・一部改正)

(指定管理者による管理)

第四条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせるものとする。

(平一七条例一七・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 二 第三条第一号から第四号までに掲げる事業に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(平一七条例一七・追加)

(指定の手続)

第六条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、センターの効用を発揮することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、センターの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画に沿つた管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(平一七条例一七・追加)

(休館日)

第七条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- 一 月の第二日曜日及び第四日曜日
 - 二 前号に掲げる日曜日以外の日曜日の翌日
 - 三 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日
(この日が前二号に掲げる休館日の翌日に当たるときは、その翌日)
 - 四 十二月二十九日から翌年一月三日までの日
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(平九条例七・旧第五条繰上、平一七条例一七・旧第四条繰下・一部改正、平二九条例四・一部改正)

(開館時間)

第八条 センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、知事の承認を受けて、開館時間を変更することができる。

(平一七条例一七・追加)

(利用者に対する指示)

第九条 指定管理者は、センターを利用する者の安全を確保するために必要と認めら

れる範囲で、センターを利用する者に対し指示をすることができる。

(平一七条例一七・追加)

(事業報告書の作成及び提出)

第十条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第五条各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 センターの管理の業務に係る収支の状況
- 三 前二号に掲げるもののほか、センターの管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

(平一七条例一七・追加)

(知事による管理)

第十一条 第四条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第五条に規定するセンターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

- 2 前項の場合における第七条第二項及び第八条ただし書の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特に必要があると認めるときは」とする。
- 3 第一項の場合における第九条の規定の適用については、同条中「指定管理者」とあるのは、「知事」とする。

(平二九条例四・追加)

(展示の承認)

第十二条 センターに防災に関する資料の展示をしようとする者（指定管理者を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。

(平九条例七・旧第八条繰上、平一一条例三三・旧第七条繰上、平一七条例一七・旧第六条繰下・一部改正、平二九条例四・旧第十一条繰下)

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一一条例三三・旧第九条繰上、平一七条例一七・旧第八条繰下、平二九条例四・旧第十二条繰下)

附 則

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（平成九年条例第七号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年条例第三三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年条例第一七号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県立防災安全センター設置及び管理条例第四条及び第六条の規定の例により、山梨県立防災安全センターの管理に関し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

附 則（平成一七年条例第八三号）

この条例は、平成十八年二月二十日から施行する。

附 則（平成二九年条例第四号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料2

山梨県立防災安全センター設置及び管理条例施行規則

平成十一年七月二十三日

山梨県規則第三十九号

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県立防災安全センター設置及び管理条例（昭和五十七年山梨県条例第三号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第六条第一項の規定による山梨県立防災安全センターの指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第六条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

（平一七規則二九・全改）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年規則第二九号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第二十三項までの規定は、公布の日から施行する。

（山梨県立防災安全センター設置及び管理条例施行規則に関する経過措置）

- 19 山梨県立防災安全センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第十七号）附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立防災安全センターの管理に関し地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第十七条の規定に

による改正後の山梨県立防災安全センター設置及び管理条例施行規則第二条及び別記
様式の規定の例による。

別記様式（第2条関係） 省略
(平一七規則二九・追加)

※ 附則第2項から第18項まで及び第20項から第23項までは、平成17年規則第29号に
による改正の際、本規則と併せて規則が改正された他の施設に係る規定

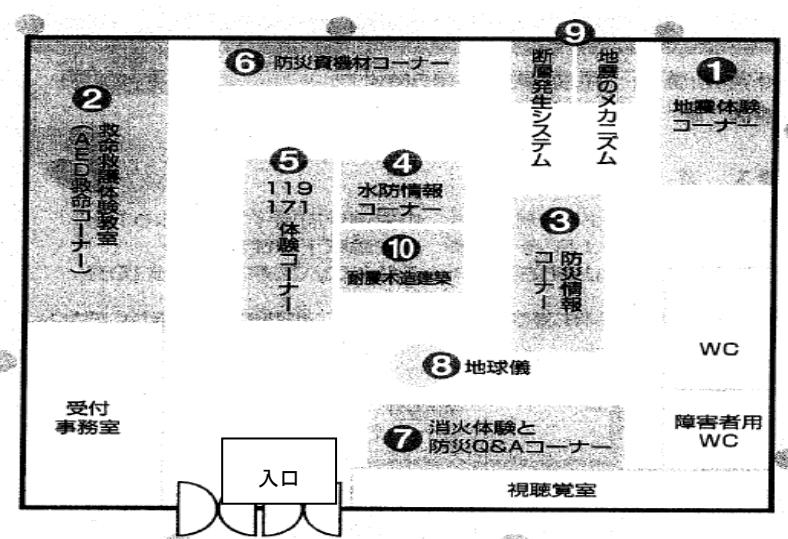
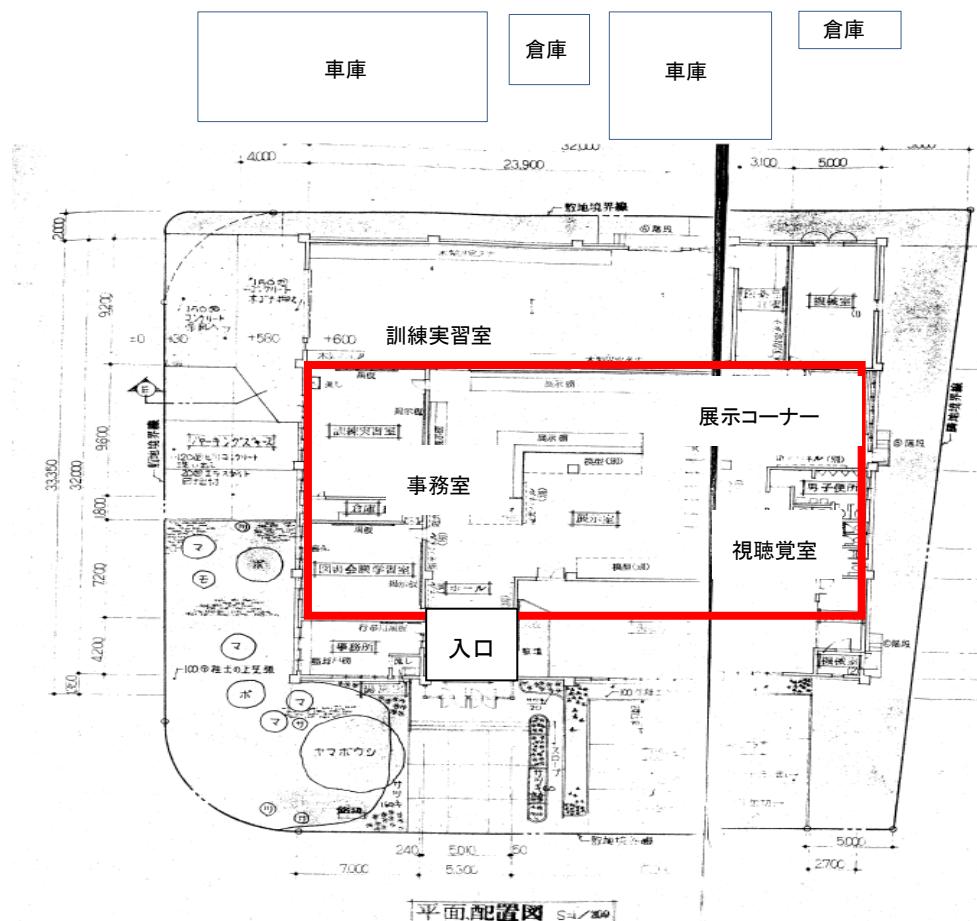
山梨県立防災安全センター案内図



山梨県中央市今福 991番地

資料 4

山梨県立防災安全センター平面図（配置図）



設備概要一覧

1 施設の名称	山梨県立防災安全センター
2 所在地	中央市今福 991番地
3 敷地面積	6, 179. 16 m ²
4 施設等の内容	
(1) 建物 構造	耐震性鉄筋コンクリート造 平屋建
規模	建築面積 1, 030. 76 m ²
	延床面積 1, 030. 76 m ²
(2) 施設・設備の内容	
受付、事務室	29. 40 m ²
図書、相談室	50. 40 m ²
訓練実習室	79. 80 m ²
視聴覚室	145. 78 m ²
展示、体験フロア	381. 66 m ²
車庫・備蓄庫	248. 40 m ²
機械室	46. 00 m ²
その他	49. 32 m ²
防災備蓄倉庫	12. 83 m ²
資材倉庫	20. 44 m ²
車庫	104. 51 m ²
車庫	71. 19 m ²
(3) 附帯設備	
駐車場	
植栽	
空調設備	
給排水設備	
電気設備（自家発電機、蓄電池設備、動力盤）	
消防用設備	
放送設備	
地震体験設備	
(4) 備品	略（別作成の目録のとおり）

資料 6

山梨県立防災安全センター管理委託費等の状況（過去3年度実績）

(単位：千円)

項目	H30実績	R1実績	R2実績	主な使途
【収入】				
委託料（県）	14,566	14,356	14,473	
【支出】				
1 人件費	7,899	7,630	8,632	給与、通勤手当、社会保険料
2 修繕費	806	528	916	施設、車両修繕
3 光熱水費	1,918	1,977	1,446	電気・水道料
4 旅費	12	0	0	
5 需用費	863	652	978	燃料費、コピー代、事務用品費等
6 役務費	784	570	569	車両保険、電話料、振込手数料等
7 委託費	684	490	495	庁舎清掃委託料等
8 使賃費	200	39	19	パソコンリース料
9 公課費	850	975	1,026	重量税等
支出合計	14,016	12,861	14,081	

資料 7

山梨県立防災安全センター年度別の利用状況（過去3年度実績）

項目 年度	H 3 0	R 1	R 2	備 考
開館日数	320日	292日	214日	休館期間 (感染防止関係) 【R1】 3. 1～3. 31 【R2】 4. 1～5. 14 7. 13～9. 30
①入館者数	4, 332名	4, 042名	608名	
②出張講座参加者数	14, 317名	13, 999名	5, 130名	
③起震車体験者数	17, 564名	16, 306名	5, 162名	
①+②+③ 総利用者数	36, 213名	34, 347名	10, 900名	